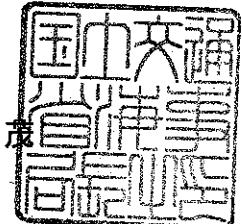




国海査第555号
平成21年2月26日

東北電力株式会社
取締役社長 高橋 宏明 殿

国土交通省海事局長 伊藤



低レベル放射性廃棄物の輸送に係る不具合について(厳重注意及び指示)

本年2月4日、貴社女川原子力発電所から日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬入された低レベル放射性廃棄物を収納した輸送容器1個について、その上蓋を固定するボルトが十分締め付けられていなかった事案が発生したとの報告を受けた。

本日貴社から受けた本事案の原因と再発防止策に関する報告によると、本事案は輸送物作成者である貴社女川原子力発電所において作業が適切に行われていなかったことが原因であり、その結果、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年8月20日運輸省令第30号)第78条第2項に定める技術上の基準を満たしていない状態で輸送が行われたものと認められる。

かかる事案が発生したことは誠に遺憾であり、貴社に対して厳重に注意するとともに、報告のあった再発防止策について確実に実施するよう指示する。